

藤原成房考

——『権記』にみる出家への軌跡——

槇野 廣 造

はじめに

『源兼澄集』に「むめがえはいづれのはるかさかざらんとおもふからにぞちよはしらるる」とみえる歌は、「入道中納言の御子の入道中将のむまれたまへりし七日夜、むめの花を折りて、かざしにさしたまひて、このころをよめ」と中納言のの給しに」という詞書が付いている（『新編国歌大観』源兼澄集39）。

「入道中将」〔藤原成房〕の御七夜に、父の「入道中納言」〔藤原義懐〕は、折から咲き薫る梅の一枝を折取って挿頭とし、出生の喜びとわが子の将来を願って、すでに歌人としての榮譽を得ていた源兼澄に、一首の詠を求めたのである。

時に義懐は正五位下右少将春宮亮で、昇殿・禁色を聴されている身であった。義懐はすでに摂政太政大臣であった父藤原伊尹を亡くし、また、拳賢・義孝の兄二人を同日に失うという悲しいめにも遭ってきているのである。『大鏡』伊尹伝は「一条殿の御族は、いかなることにか、御命短くぞおはしますめる」と記しており、『小右記』も後日の記事ではあるが「彼一条太相府子孫連々死去〔中略〕天下所奇思也」（寛和元・6・3条）と書いているほどであり、天元四年の暮に予定されていた東宮師貞親王〔花山天皇〕の御元服が延引（『小記目録』天元4・12・9条）したのは伊

尹女の死亡によるものであった。こうした折に、男子の出生を得て、義懐の喜びは馥郁たる梅の芳香に劣るものではなかったのである。それは天元五年（九二二）の早春のことであった。

幼童時代

『権記』（長保4・2・3条）の記すところから逆算すると、成房は天元五年梅の咲く春の生まれとなる。義懐の三男であった（『権記』同条。『榮花物語』巻四勸物）。母は備中守藤原為雅女（『尊卑分脈』伊尹流。『権記』同条。『榮花』勸物。『大鏡』伊尹伝。）である。一条摂政伊尹の孫にあたり、「御命短」かき「御族」の宿縁を荷う成房であった。

義懐の姉である懐子が冷泉天皇の女御となり、花山天皇の御生母となつているところから、義懐は花山天皇の外舅にあたり、御即位後は実質上の輔佐役をつとめたのである。しかし、天皇の御在位は短かく、まる二年にして御出家・御退位の事実を迎え、義懐も御跡を追うて寛和二年（九六六）六月二十四日花山にて出家し（『日本紀略』）、その後、飯室に籠るのである。「入道中納言」「飯室中納言」と呼ばれるゆえんである。義懐の法名は「悟真」（『公卿補任』『紀略』）と呼び、受戒後は「寂真」（『公補』）と名乗った。三十歳であった。その子成房は五歳を数えた時のことである。

漸くものの道理がわかろうかとする頃になって、父義懐の姿が忽然と眼前から消えてしまったことは、多感な幼童にいかなる思いを与えたことであろうか。そのあわれさは察するに余りがあるが、成房の幼童時代をうかがい知る資料は得られない。ただ一ついえることは、成房ははじめ成周（後述）と名付けられていたかということだけである。

母の手許で育てられていたであろうから、ここで母方をみてみると、母の父は藤原為雅で、その父（成房からは曾

祖父」は民部卿・中納言の文範である。高齡に達してはいたが存生中である。為雅の妻には『蜻蛉日記』の作者の姉と思われる藤原倫寧女が『分脈』にみえるので、確証は得られないが成房の祖母にあたる可能性は高いものがある。母〔為雅女〕の兄弟には藤原中清や中規がいるので、成房には叔父にあたる。

成房の周辺において、成房に大きな力を与え、何かにつけて影響を与えた人物に、義孝男の藤原行成がいる。従兄弟の間柄にあたり、年齢的には十歳も離れているが、行成自身、早く父に死別した淋しい日々を思い出してか、義懐出家後の成房を絶えず慰め、励まし、ともに悩み、ともに喜びあう間柄となつて、成房の生きざまに大きく関わる存在となつたのである。

正暦二年（991）二月十二日、円融法皇が崩せられ、同十九日御葬送が厳かに営まれた（『紀略』）。成房は十歳になつていた。

「行成兵衛佐いと若けれど、これを聞きて、一条摂政の御孫の成房の少将の御許に、

遅れじと常のみゆきは急ぎしを煙にそはぬたびの悲しさ」（『栄花』巻第四、みはてぬゆめ）。

御葬送は円融寺北原（『紀略』）で営まれたのであるが、多くの資料は、円融天皇御退位後に催された紫野の子の日の興の印象が強かったせいとか、御葬送も紫野で営まれたとしてゐる。¹⁾

行成の「遅れじと」の歌を、成房に送つたとする資料は『栄花』だけである。

『栄花』にみる「成房の少将」の勳物には「成房、入道中納言義懐三男、母備中守為雅女。今年非少将、長徳四年始任少将敷、可尋之」とあるように、「少将」とみえるのは後官名によつて書かれたものであることはいうまでもない。

幼いながらも円融法皇の崩御をいたみ悲しむ気持は、行成とともに持ち合わせていたといえよう。すでに二人の兄「分脈」にみる尋圓・延圓にあたろう」を仏門に送り、父もまた飯室に出家しているという境遇にあって、法皇の御葬送を特別な感慨をもって味わったものと思われる。「栄花」は多くを語らない。しかし、行成の詠歌が成房に送られたということは、御葬送を記述せる多くの資料の中で『栄花』だけにみえることであって、この後、行成と成房の深い交わりがみられるだけに、ふたりの最初の接触の記録として注目しておきたい。

元服と改名（十五歳）

成房の元服がいつ、何歳の時であったかを知る資料は得られない。また、「成房ははじめ成周と名付けられていた」と既述したが、その改名は、成房の元服と決して無縁のものではないと思われる。成周名の資料は二つみえる。いずれも長徳二年（九〇）、十五歳時とみられる記事である。

- (1)、『小右記』（長徳2・正・10条）「従五位上藤成周花山院御給」
- (2)、『長徳二年大間書』（長徳2・正・25付）「筑前国権守従五位上藤原朝臣成周」
- (1) 長徳二年は正月六日に叙位が行われている。正月十日は女叙位の日であるが臨時に男叙位も行われ、藤原兼隆が正五位下に叙されたのと、成周が従五位上に叙せられた二件が記録されている。特に注目すべきは「花山院御給」とあることである。花山院に外舅として活躍した義懐の子息に対する特別な御恩顧を蒙ったことになる。
- (2) 県召除目により補任されたものである。兼務と思われるが、「兼」の表記もないので、新任記事とみておく。
- (1)・(2)資料が同一人物資料であることに異論は出まい。
- (3)、『類聚符宣抄』第七 改名

太政官符式部民部両省

応改名字筑前権守従五位上藤原朝臣成周事今請改周字為房字

右得成周今月二日奏状儀、謹檢史籍、件周字音訓所説、左右多疑、若不相改者、恐有所悔乎、望請天恩、因准傍例、早停称周之有疑、將給為房之無悔者、右大臣宣、奉 勅、依請者、省宜承知依宣行之、符到奉行

権左中弁

左大史

長徳二年六月十七日

右の(3)資料にみえる官位・官職名から、前記(1)・(2)資料と同一人のものであることは、異を称することはできない。成周名を成房にと改名を願ひ出したことから、藤原成周が義懐男であるという確証は得られないが、義懐男藤原成房の前名は成周であったということが理解されるのである。なお、(3)資料にみえる「権左中弁」は藤原行成(『弁官補任』『公補』)であることを加えておく。

改名の理由として、「件周字音訓所説、左右多疑」とあるところからは、訓み誤まれる事実があったに相違ない。父の義懐(むちか)「分脈」チカの訓みを付す」の訓みを受けたとすれば、当然「なりちか」と訓まれるべきであったのであらう。

この長徳二年の春から夏にかけて、藤原伊周・隆家らの花山院狙撃事件によって天下は大騒動となり、伊周は大宰権帥に貶謫させられる結末を迎え、中関白家は凋落し始めることとなったのである。「花山院御給」を蒙る者にとつては、伊周の「ちか」は避けなかったに違いなく、同年四月に権左中弁に任じたばかりの藤原行成が成周の将来を配慮して、積極的に改名の手續きを執らせたものと思われる。「若不相改者、恐有所悔乎」の辞句に、行成の成周に対する篤い思いがうかがえるようである。

(1)にみる破格ともいえる叙位、(2)の補任、(3)の改名、とみてくると、十五歳を迎えた成房の元服とからんでいるように思われる。

ところで、『分脈』成房項には「改―信」と改名のことがみえて、別の改名問題を提起しているようであるが、「成信」から「成房」に改名したとする資料には接しない。『分脈』の「改―信」は、改名した「成房」を「なりふさ」ではなく、「なりのぶ」と訓むよみを「信」の字で注記したのではないだろうか。²⁾

右兵衛佐・少將時代（十六～十八歳）

長徳三年は成房十六歳の年に当たる。三月十八日の石清水臨時祭に、右兵衛佐であった成房はその祭事に奉仕している。成房の僕従〔副馬者也〕に、左大将藤原公季は脱衣を被けている（『小右記』）。被脱衣に当る見事な働きがあったからなのであるが、その実状は記されていない。成房の任右兵衛佐の資料も欠けるが、長徳二年時に既に右兵衛佐であったと思われる。

成房十七歳時。長徳四年三月二十日の石清水臨時祭試楽の五人の舞人のひとりに、成房も召されている（『権記』）。若さの花とともに舞の技にも秀でていたものと思われる。四月二日、右兵衛佐成房は藤原行成の許に訪れ、老尼〔近衛殿におわし、三月当初より病惱〕の病状を見舞っている（『権記』）。老尼を行成の母とすれば、成房にとっても伯母に当たる存在とみられる。

同年十一月六日、行成の二条第へ「新少将来宿」（『権記』）とみえる。後掲資料により左近少將に任ぜられていた〔おそらく十月二十三日の除目に任補されたものと推定するが、資料に欠ける〕のである。十二月二日、行成は成房の父である入道中納言義懐の御房に参り、成房が「明□祭使」（□は年カ。祭使のこと不詳）のことを告げている。

翌三日は行成の男子が誕生したが、後産済まず、観修僧都の加持を得て平産となった。行成はこの折訪れた少将成房と「同車至少将宅休息」の後、参内している。八日の七夜の産養には成房も来訪している（以上『権記』）。

十八歳になった成房は、長保元年（九九九）三月二十九日の石清水臨時祭にも舞人として奉仕している（『石清水文書』
「宮寺縁事抄」）。また、四月二十二日「賀茂祭の翌日」「左少将藤成房五位」は賀茂祭の警固解陣に奉仕している（『政
事要略』
「糺雜雜事七」）。『政要』の問題点は左右両将の座次に関するものである。

七月九日、「少将今朝甚不覚」の状態に陥り、行成は少将の許に赴き、花山法皇も成房の病状を気遣われて、病状を問い給う御恩に浴している。湯治の効験により頗る宜しき容態に回復していたのである（『権記』）。九月十二日、女院〔東三条院〕にて競馬の催しもたれ、成房も一番に出場、左兵衛佐源雅通と競った（『小右記』）が、勝敗のほどは記されていない。十月十日の興福寺維摩会の勅使として下った行成の許へ、十五日には成房も訪れ、その労をねぎらっている。十月二十二日の道長第御説経に、行成は権中将源成信（「道長猶子」とともに「成房少将同車」して参入し、十一月七日の藤原彰子が女御となられた奏慶には、行成・成房ともに参入している（以上『権記』）。

このほか『権記』には、「相共」「同車」などの表記で、行成と行をともにしていることがしばしばみられる。行成が絶えず成房を導き、庇護者の役割を果たしている姿がみられるのである。また、行成との縁から、権中将源成信と親昵度を増して、行動を共にすることの多いことも知り得るが、その一々は割愛する。

結婚・無常観（十九歳）

長保二年正月一日は太皇太后宮昌子内親王の御諒闇により節会は行われていないが、行成侍所における勸盃に、成

房は酌を把っている。そして左府〔道長〕・東院〔為尊親王室〕・女院〔東三条院〕への拜礼には行成とともに参行している。正月二十八日、「成房少将還昇事」が奏せられ、二月二日に還昇し、十日には「後少将成房」ら、殿上の悦びを啓している（以上『権記』）。翌十一日、一条天皇の御使となって彰子の許へ向い、酒肴の饗を賜わり、女装束・褂を給わっている（『御堂』）が、『権記』には「泥酔云々」の記載がみえる。二十三日の『権記』に「後少将成房勅事」とみえるのは泥酔のお咎めであろうか。二十五日に彰子は立后し、中宮となっている。

十九歳になっていた成房は、源則忠女を妻としていたのであろう。

七月二十三日より中宮彰子は、中宮権亮源則忠の堀川宅に移られ（『紀略』『権記』）、九月八日に一条院内裏に行啓なさっている。約一ヶ月半の御滞在の家主賞として則忠に叙位を給わる際、(ウ)、「中宮権亮則忠朝臣申云、件宅本雖則忠之所領、至今成房朝臣所領掌也」、(イ)、「家主可賜賞者、可叙成房朝臣之一階者」、(ウ)、「申達此旨於白川于時成房有病住于此寺、仍入道中納言同坐也」(以上『権記』)とみえる。

(ウ)にみる則忠の所領である堀川宅は、只今成房の領掌する所であるということ、すでに則忠女と成房とは夫婦の間柄であって、父則忠は堀川宅を婿の成房に譲っていたことを示している。他にふたりの結婚の資料を得ないが、『拾遺集』巻十八の「則忠朝臣女」の詠歌および詞書〔後述〕によってより確実なものとなろう。『分脈』には、成房の子として、「女子参河守大江定経室清定等母」の記載をみるが、その母は当然則忠女ということになる。その女子がいつ生まれたかは不詳である。(ウ)によりこの時成房は病を得て、白川の寺〔父入道中納言義懐と同坐〕に任しており、九月十日には行成も権中将源成信とともに白川寺にいたり、入道中納言義懐に奉謁し、成房の病気を見舞っている（『権記』）。(イ)により、十月十七日条の『権記』に「中将・四位少将」と同車参内とみえるのは、中将源成信と四位に叙さ

れた成房のことをさすと思われる。

十二月十三日、「成房舎弟薬寿」が加冠している（『権記』）。薬寿は童名であろう。『分脈』には成房の弟に、信懐・伊成・教忠の三名に、尋増という僧名がみえるが、誰をさすかは不明である。父義懐出家後、三男の成房が一家を支え、ひとり立ちしてきたのであるが、弟の加冠により、肩の荷が軽くなった感じはしたのであろう。——(A)

十二月十六日、皇后定子は皇女媛子を御出産ののち崩御されている。御歳二十四歳であった（『権記』ほか）。——(B)

右の二つの出来事は、病弱な成房が日ごろから懐き始めていた無常観に油を注いだようである。中関白家凋落の影を負い続けられた皇后定子の崩は、まさしく無常の感を深めるものであり、彰子立后に湧く道長一家の繁栄との対照を深める以外の何物でもなかったといえよう。(A)の薬寿の加冠は後事を託すに足る者の出現と、成房には判断された筈である。

十二月十八日、中宮彰子の御誂経の結願に参入していた行成・成房は、退出の間同車したが、成房は「世間無常之雑事」（『権記』）を行成に訴えている。(B)の皇后定子崩御が引きがねになっていることは否めない。

十二月十九日、行成は成房の許に書状を送り、その中に「世中乎如何為猿よのなかをいかにせましと思管起臥程爾明昏須仮名おもひつゝおきすほどにあけくらな」と詠み送ったのに対し、成房の返歌は「世中乎無墓物よのなかをほかなきものとしりなきのかはなまじ乍知如何為猿たゞかたげかかん」とあったことを記している。『権記』には「世間無常之比、触視触聴只催悲感、抽中心難忍之襟、示肝胆不隔之人也」とも記しているように、十八日の同車内の「世間無常之雑事」は行成の心を強く揺さぶる内容であったと思われる。そして、無謀な行動にだけは走ってくれないと心配する行成の許に「少将一人出家」の報がもたらされたのである。驚いた行成は早速東院すなわち弾正宮為尊親王室を訪ねて確認すると、左大臣道長が奏上したあとと聞かされたのである。(4)

二十日、行成は飯室に向かい成房を訪ねた。成房は出家の志を述べたが、父義懐の命により、まだ出家の本意は遂げてはいなかったのである。「少将示出家之志、刻念素深、唯依納言〔義懐〕之旨、未能遂之云々」〔権記〕。さらに行成は「一門之中依無他人、暫欲不許、然而於妨其志、罪業可恐、仍不示左右」、「出家之告已滿京洛、若依納言□□之難背、不遂本意、更帰洛下、今世招衆人之嘲、後生結無間之因歟」と述べ、「不語侘事」と、尋常所持之念珠一連を与えて帰洛したのである。

二十一日、左大臣道長の、義懐と成房に宛てられた消息に、成房と親しかった権中将源成信の書状をも加えて飯室に送っている。

二十二日は、権中将成信と行成は飯室に赴き、その夜は宿している。夜を徹して語り明かし、翻意を、そして俗世に遅ましく生きていくことを励ましたことと思われる。こうして長保二年は、出家を決意して山に登ったものの、本懐は遂げず飯室にて越年したのである（以上『権記』）。

〔成房の出家出奔については、関口力氏の示唆に富むご論考がある。成房の精神状況・宮廷生活に対する疎外感等に関するご考証である。〕

父の教命・任中将（二十歳）

年明けて長保三年正月七日、行成は鶏鳴とともに京を離れ、飯室に向い、安楽律院にて入道中納言義懐に奉謁し、成房を帰洛させようとしている。父義懐の教命は、仏道入門の苦難を語り、初心を忘れて懈怠に陥る弊を説き、さらに「三子之中、二子已帰仏界、一人令仕朝廷、縑素共興隆佛法、現当同利益衆生、今汝請出家、非我素意」というものである。成房の兄二人〔尋圓・延圓〕を仏界に帰せしめたことを述べ、成房にだけは王事に勤めてほしい旨を懇々

と論し、「若我命終之後、亦有兄之許、任意可遂」と、父の存生中の出家は思い止まれとする教命に、成房も押切つて剃髪するだけの勇氣は出なかつたのである。しかし、成房には、兄二人に許された出家がなぜ自分には許されないのか、その不条理さはいくら求めても解き明かされることのないものであつたであらう。父の説得に加えて、行成らの心暖まる助言をも受け容れ、下山帰洛するのであつた(『権記』『小目』)。

心の動揺を容易に癒せなかつたであらう成房に対する行成の配慮は、その翌日「帰宅之便寄少将宅、同車帰宅」(『権記』)という形であらわれている。十四日の御齋会内論義には、「出居左近少将成房朝臣参上」(『権記』)とみえるのは、父の教命を遵守し、どうやら平常心に立ち戻れたものと理解できよう。

ところが、『権記』二月三日条「成房少将来談之間通夜」、二月五日条「成房少将参会、同宿、終夜談」と夜を徹しての談合は、やはり「世間無常」の話題であつたと推測される。それは二月四日、成房とも昵懇の間柄にあり、たびたび行動をともししていた右近権中将源成信(23歳)と、左近少将藤原重家(25歳)の二人が三井寺にて出家し、仏門に入ったということである。

成房にとっては先を越されたという感は否めなかつたであらうし、再度出家の願望も激しく湧き起つたに違いない。行成と談合の間に、出家の許されぬ自分というものを改めて見つめ直したと思われる。

『権記』二月二十五日条「四位少将登山」とみえるが、何のための登山か知りようがない。二月二十九日の行成の催した世尊寺供養には成房も入礼者の中に名を連ねている。

『権記』三月十八日条は小除目のことを記しており、行成に中将兼務の話があつたのを、行成は「成房為四位少将、一家間親昵者也、彼已受運、若行成有兼任者、雖彼無所愁怨、以彼得理被任如何」と願ひ出たとこゝろ許諾されるとこ

るとなり、行成の讓によって、成房は中将に任ぜられたのである。行成の並々ならぬ成房への配慮がここにも見られるのである。

三月二十二日の石清水臨時祭の祭使に、成房中将は立っている。失儀もなく事は順調に進み、出御ののち祭使以下座に就き一巡、行成が勸盃をつとめ二巡と運んだのである。が、『権記』には「世間之作法冷淡、弥発無常之觀」の記載がみえる。

四月一日、この日より成房は飯室に籠っている。これは成房にとって四月・五月は重く慎むべき月に当るとして籠山を決意したのである（『権記』3・28条）。六月十日、飯室より帰洛したが、十五日、病により再度飯室に赴いている。「中将示云、依有所思、可罷飯室、所陳之旨有理、仍許容」（『権記』）。長保三年は春から夏にかけて疫病の流行もみられ「都鄙疫疾、全命者少」（『権記』3・28条）、「於紫野行御靈會、道路死骸不知其數、天下男女天亡過半」（『扶桑略記』5・9条）という有様で、成房も罹患していたのであろうが、肉体的な病悩より『権記』の「所陳之旨有理」の記述は精神的な重煩を飯室の山気が癒してくれることを示唆しているようでもある。この後、ほぼ一ヶ月間『権記』記事に成房の記載はない。

十月七日、東三条院詮子の四十の御賀の試案が行われ、まだ幼ない藤原頼通・頼宗が龍王・納蘇利を舞って人々の喝采を博したが、「右中将成房朝臣」も舞人に召され、蘇合香を舞い納めている（『権記』『東三条院御賀試案事』小右記所引）。

十月十九日、射場始に、出居座に候している（『権記』）。この間も、行成と行動をともし、或いは行成宅に宿したりしていることは、先述したところと変りはない。閏十二月二十二日、東三条院詮子は崩御されている。

出家（二十一歳）

年改まって長保四年（1003）を迎えたが、昨年末の東三条院の崩により、諒闇のため正月節会もなく（『紀略』）、一日から東三条院にて法華経供養が営まれている（『権記』）。十三日、前夜より花山院の御惱危急となられ、成房は事由を帝に奏上している（『権記』）。この報は飯室にいる父義懐に達せられたことはいうまでもない。

正月二十七日、詮子の五七日御法事が修されている（『権記』）。

正月三十日、寅刻に成房は行成を訪ね、「談雑事」遅明に退いている（『権記』）。

人の生・死・老・病を目のあたりにみる時、成房は人一倍の「無常」を感じ、出家願望を強く懐いたと思われる。『権記』の正月三十日条は至極簡潔に「談雑事」と記されているが、ここに成房の一大決意が秘められているようである。行成は、成房の語るところを静かに聞き、いつもそうであったように成房を慰撫し、王道に就くことを支援し、励ましていたであろうが、成房としては年来の素志を同じく打明けていたに違いない。

出家願望は一時的に押さえても押さえきれぬものではない筈である。むしろそれは抑圧されればされたで、なおのこと強くはね返そうとするものなのであろう。俗世濁世を離れて仏門に入ること、俗世に居住する者にとっては、まさしく夢の世界・別天地に当たる世界に赴くことである。それは魅せられた「法」の世界であり、叶えではやまぬ「悦」の世界であり、到底思い停まることのできないことなのである。

「御命短」かき「御族」としての宿命を荷ない、父の出家・円融法皇の崩御と、世の無常を悟り、前回の出家騒ぎは皇后定子崩御の三日後のことであり、このたびは東三条院崩後の忌中、そして花山院の御惱危急という事態が出家

の引き金になっているようだ。「何加歎鑿」という成房の決意は今や制止のきかぬ段階に到達していたのである。

二月二日条の『権記』の記事はみえない。一字もみえない。

三日条に「昨日中将詣飯室剃髮、遂素懷也」とあり、他の出家者の場合にみられるその人を偲ぶことばすらないのである。「右近衛権中将從四位上藤原朝臣成房、年廿一、法名素□、入道中納言第三息男、母故正四位下為雅朝臣女也」(『権記』)といったって簡潔な表記である。『小目』二月三日出家とす

長保二年十二月十九日出家を願って飯室に赴いた折、「若我命終之後、亦有兄之許、任意可遂」という父の教命に従ってほぼ一ヶ年を経たが、今回はその父の命にも背いたかたちで、成房は念願とする出家を果たしたのである。

行成の如何ともできぬ二日間であった。この十年間、従兄弟という関係を超え、真実の兄弟以上の愛情をもって接してきた行成にとっては、全く空白になってしまった二日間であったといえる。翌二月四日、行成は成房の室や乳母を訪問し慰めている(『権記』)。

『拾遺集』卷十八

成房朝臣、法師にならむとて、飯室にまかりて、京の家に枕箱を取りに遣はしたりければ、書き付けて侍りける

則忠朝臣女

生きたるか死ぬるかいかかには思はえず身より外なる玉櫛笥かな

枕箱に書き付けたということからも、また先述した『権記』長保二年九月八日条の「則忠之所領、至今成房朝臣所領掌也」とあったことから、成房の妻は源則忠女と判断してよいであろう。また、これも既述したところだが『分

脈』に成房の子として「女子」の存在がみえる。もちろん源則忠女との間にできた女子とみてよいだろう。「権記」寛弘元・12・27条「申剋至高松宅、着袴入道中将女子」と、着袴の式をあげていることがみえている。この「入道中将」に『大日本史料』は、(成房)の注を付しているのに従ったが、精査を要すと思われる。この女子は『大鏡』伊尹伝にみるとおり、参河守大江定経の室となり、清定・清綱らの母となった人物である。

その後の「権記」記事

長保四年四月五日、行成は源政職・源則孝・平維輔・三善孝行らとともに飯室に赴き、「中将入道」成房と相会し、二ヶ月ぶりの対面となった。翌六日には早朝より横川の安楽律院に義懐を訪ねるべく登ったが、行成は急坂のため気が上り、参上を思いとどまり、七日飯室を出て午刻入京している。

長保五年六月十二日、「登横川、依濱泥深、経山路至飯室宿、相逢中将」とみえる。これは六月十三日の為尊親王周忌法事を兼ねて登山したものである。

同八月十日条には、「飯室中将」「成房中将」と先年例を記載した箇所がある。^(?)

寛弘元年(1004)二月二十七日、「飯室中将有可示事、出延源君車宿、仍向相逢」、同二十九日「入道中将帰山云々」とみえる。

寛弘四年九月三日、「参花山院、逢入道中将」。「入道中将」の表記は、源成信をさす場合も『権記』にはみられ紛わしいが、この場合、花山院で逢っていることから、藤原成房とみるのが至当であろう。

〔寛弘五年二月八日には、花山院が崩御遊ばされ、同年七月十七日には、成房の父義懐も薨逝している。寛弘八年

六月二十二日には、一条天皇の崩御もあった。『今鏡』苔の衣は、「また飯室の入道中納言の御子、成房の中將の君も、親の中納言の同じ深き谷にいつつの室ならべて、行ひ給ひしぞかし。」と記している。」

寛弘八年(一〇二二)九月十日、「去夕相逢入道中將、詣鴨院与□談、通宵至曉、中將婦去、予亦婦宅」。この記事が『権記』に見出せる行成と成房の最後の資料かと思われる。時に成房三十歳、行成は四十歳である。「通宵至曉、中將婦去、予亦婦宅」の記述に、右と左に別れ行くふたりの淋しい姿がよみとれて、哀れとしか言いようがない。成房の没年は不詳である。

注

(1) 「遅れじと」の歌を録するものに、『後拾遺集』卷十、哀傷、『今昔物語集』卷二十四の第四十話、『世継物語』、『十訓抄』六、などがあり、いずれも御葬送の地を紫野としている。

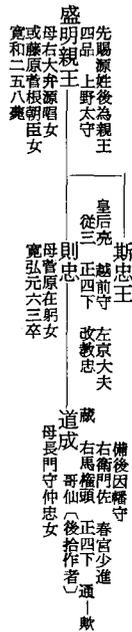
『十訓抄』を除いてすべてが閑院左大將藤原朝光の「紫の雲のかけても思ひきや春の霞になして見んとは」の歌と並んで、行成の歌がみえる。また、『今昔』は「常のみゆきに急ぎしに」につくり、『世継』は末句を「たびぞ悲しき」につくっている。「松村博司著『栄花物語全注釈』一の47頁にわかりやすく対照されたものがある」

(2) 諸橋轍次著『大漢和辞典』〔名乗〕

- 〔周〕カヌ カネ チカ ナリ ノリ
- 〔房〕ノブ フサ
- 〔信〕ノブ トキ サネ トシ タダ アキ コト サダ チカ ミチ アキラ マコト

成房の前名を「成信」とされるのに、萩谷朴氏『平安朝歌合大成』第二卷、九九、(正暦年間)夏、花山法皇東院歌合の解説、および、今井源衛氏『花山院の生涯』(桜楓社刊)第四章退位時代187頁がある。

(3) 『尊卑分脈』醍醐源氏



「則忠女」の記載はみえない。

(4) 『百鍊抄』長保二年十二月十九日条、「少将成房於飯室出家」とする。

(5) 関口力氏「藤原成房・源成信の出家をめぐる」、『古代文化』第35巻第6号(昭和58年6月)。

(6) 藤原成房の法名は「素覚」であろう。寛弘五年二月八日、花山院が崩御され、同月十一日の御入棺に際しての「権記」記事は「入棺事入道中納言尋圓延圓素覚奉仕」とある。この記述から御入棺は藤原義懐と出家したその子息三人によって奉仕したとみるのが、御在世時の経緯からしても最も妥当なところとみられる。「素□」は「素覚」と断定してよいであろう。

なお、『平安遺文』補冊号にみえる寛弘四年七月三日付文書、靈山院釈迦堂の七月十七日の供養に当てられている「素覚」も同人のこととみてよいであろう。

(7) 『権記』長保五年八月十日条は、先年例〔長保元・4・1〕として旬儀の番奏について記した箇所、当時成房が「左近少将」であった時のことである。従って「中将」と記しているのは後官名であり、「飯室」と記しているのは、長保五年時の現任地をもって記載したものである。

(8) 『公任集』雪ふる日、いひむろのにふだうの中将に 18きみがすみかをもおひやるかな

返し 18君のみぞみ山がくれにふる雪を心ながくはまづ尋ねける

『公任集』から検討を加えられている論考に、三上啓子氏の二篇がある。

二人の「入道中将」成信・成房——公任集の基礎的考察(一) 『国文鶴見』第二十四号。

源成信・藤原成房年譜——公任集の基礎的考察(二) 『国文鶴見』第二十五号。